

月報 平成26年 2月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 12月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は前年同月比で、一般が35.0%増、パートは104.2%増で、全体では51.0%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は821人で、前年同月比で0.8%の減少となった。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数は、前年同月比で、一般求人が61.3%増、パート求人は83.3%増となり、全体として68.2%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して卸売・小売業、飲食店・宿泊業等が減少したものの、建設業、製造業、医療・福祉業等で大幅な増加となった。
- ・月間有効求人数は704人で、前年同月比で30.1%の増加となった。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.21ポイント高い0.86倍となった。  
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.82倍、パートの有効求人倍率は0.96倍となっている。



厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況

平成25年12月内容

項		目	当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数		157	▲ 2.5	51.0	
		うち男	68	▲ 13.9	23.6	
		うち女	89	8.5	81.6	
		年齢別	～44歳	76	▲ 1.3	13.4
			45～54歳	36	▲ 12.2	125.0
			55歳～	45	4.7	114.3
	月間有効求職者数		821	▲ 7.3	▲ 0.8	
		うち男	406	▲ 7.5	▲ 2.9	
		うち女	415	▲ 7.2	1.7	
		年齢別	～44歳	395	▲ 11.0	▲ 7.9
45～54歳			180	▲ 7.2	▲ 5.3	
55歳～			246	▲ 0.8	17.7	
求人関係	新規求人数		259	9.7	68.2	
		建設業	72	105.7	213.0	
		製造業	20	▲ 58.3	66.7	
		卸売・小売業	6	▲ 73.9	▲ 45.5	
		飲食店・宿泊業	23	▲ 11.5	▲ 14.8	
	医療・福祉	74	57.4	131.3		
月間有効求人数		704	▲ 4.3	30.1		
就職関係	紹介件数		215	▲ 21.2	3.9	
		うち男	104	▲ 27.8	▲ 8.0	
		うち女	111	▲ 14.0	18.1	
	就職件数		84	▲ 7.7	▲ 22.2	
		うち男	38	8.6	▲ 28.3	
		うち女	46	▲ 17.9	▲ 16.4	

(パートを含む)

雇用保険取扱状況

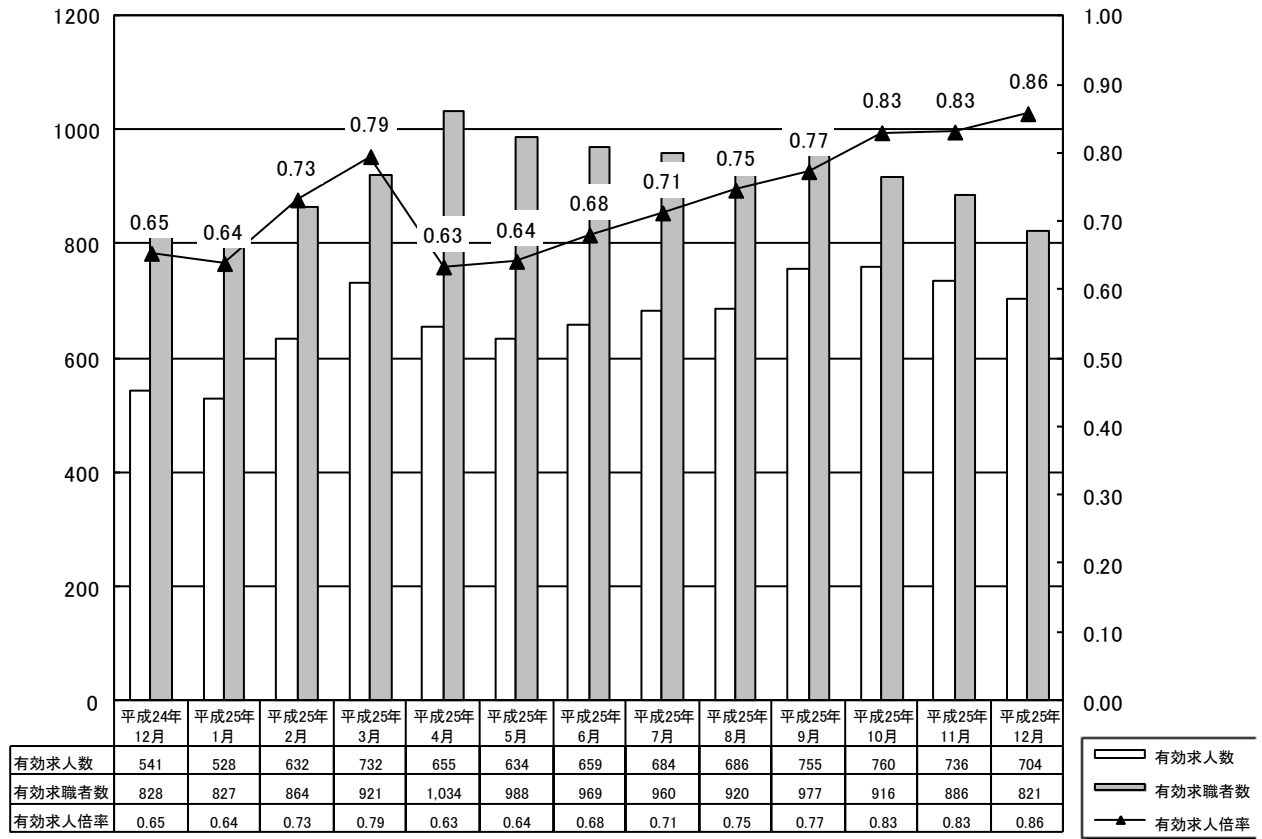
平成25年12月内容

項		目	当 月	前 月	前年同月
適 用 関 係	月末現在事業所数		780	779	778
	資格取得者数		96	97	88
	資格喪失者数		104	118	123
	月末現在被保険者数		10,403	10,413	10,210
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	47	42	36
		受給者実人員	194	204	214
		支給金額(千円)	20,061	22,102	22,916
	高齢	受給者数	3	9	1
		支給金額(千円)	540	1,813	227
	特例	受給者数	29	0	27
		支給金額(千円)	5,075	0	4,585
	再就職 手当	支給人員	16	28	8
		支給金額(千円)	5,012	8,813	3,242

## 労働市場の動き（平成25年12月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



## 平成26年度雇用保険料率のお知らせ

平成26年度の雇用保険料率は、平成25年度と変わらず次のとおりです。

（平成26年度 雇用保険料率表）

負担者 事業の種類	①労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	②事業主負担	①+②		雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

お問い合わせ先：ハローワーク白石 雇用保険係 0224-25-3107

# 被災者雇用開発助成金の対象者の要件が変わります

## 被災者雇用開発助成金とは

東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に支給します。

支給額	大企業	50万円（短時間労働者（※2）として雇い入れた場合は30万円）
	中小企業	90万円（短時間労働者（※2）として雇い入れた場合は60万円）

（※1）ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取り扱いについての同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者もしくは無料船員職業紹介事業者

（※2）一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者のこと

◆ 平成26年4月1日から、助成金の対象となる労働者の要件が、以下のように変わります。

対象労働者	雇入れ日が平成26年3月31日までである場合	雇入れ日が平成26年4月1日以降である場合
<b>被災離職者</b>	次の①～③の全てに該当する方 ①東日本大震災発生時に、被災地（※3）で就業していたこと ②震災により離職を余儀なくされたこと ③②の離職後、安定した職業についたことがないこと（※4）	左記の①～③の要件を満たし、かつ、次の（イ）（ロ）のいずれにも該当する方 （イ）震災発生日から平成26年3月31日までにハローワーク等で求職活動（※5）を行った方 （ロ）平成27年3月31日までに雇い入れられた方
<b>被災地求職者</b>	次の①②のいずれにも該当する方 ①東日本大震災発生時に被災地域に居住しており、震災後、安定した職業についたことがない方（※4）（震災により被災地域外に住所または居所を変更している方を含む） ②震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等で求職活動（※5）を行った方	助成の対象とはなりません。
警戒区域等に居住していた方（※6）	上記①の要件を満たしていれば、②の要件を満たしていなくても（平成24年9月30日までに求職活動を行っていても）助成の対象になります。	左記の要件を満たしていれば、平成26年3月31日以前と変わらず助成の対象となります。

（※3）震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

（※4）具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」こと

（※5）窓口で職業相談や職業紹介を受けること

（※6）震災発生日に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域等に居住していた方

・ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。

